



# 茨城県報 第 2311 号

平成23年8月22日

月 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

- 指定居宅サービス事業者の指定（長寿福祉課）…………… 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定（長寿福祉課）…………… 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）…………… 4
- 指定居宅サービス事業者の変更の届出（長寿福祉課）…………… 5
- 指定居宅介護支援事業者の変更の届出（長寿福祉課）…………… 5
- 指定介護予防サービス事業者の変更の届出（長寿福祉課）…………… 6
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）（障害福祉課）…………… 7
- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）…………… 7
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）…………… 8
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（24件）（都市計画課）…………… 9
- 都市計画区域区分の変更（4件）（都市計画課）…………… 17
- 都市計画事業の認可（公園街路課）…………… 19

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 19
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 20
- 漁船損害等補償法施行令に基づく発起の届出（漁政課）…………… 21
- 都市計画の案の縦覧（都市計画課）…………… 21
- 開発行為の工事完了（建築指導課）…………… 22

## 告 示

### 茨城県告示第889号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により告示する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ジョイフル本田	土浦市富士崎一丁目16番2号	小 平 武
株式会社ジャパンミート	小美玉市小川956	境 弘 治

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ジョイフル本田	土浦市富士崎一丁目16番2号	本 田 昌 也
株式会社ジャパンミート	小美玉市小川956	境 正 博

(3) 届出年月日

平成23年7月11日

2 市町村の意見

特になし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第899号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

水戸市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、茨城町及び東海村の全域、城里町の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第900号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、日立都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

日立市及び常陸太田市の各一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第901号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、土浦・阿見都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

## 2 都市計画を変更する土地の区域

土浦市及び阿見町の全域，かすみがうら市の一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第902号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，古河都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

## 2 都市計画を変更する土地の区域

古河市の全域

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第903号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，石岡都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

## 2 都市計画を変更する土地の区域

石岡市の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第904号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、下館・結城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

筑西市、結城市及び桜川市の全域

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第905号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、研究学園都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

つくば市の全域

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第906号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を変更する土地の区域  
鹿嶋市及び神栖市の全域
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

---

**茨城県告示第907号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、稲敷東部台都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
稲敷市の一部及び美浦村の全域
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

---

**茨城県告示第908号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、八千代都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
八千代町の全域
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

---

**茨城県告示第909号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、潮来都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

- 2 都市計画を変更する土地の区域  
潮来市の全域
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第910号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，稲敷東南部都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
稲敷市の一部及び河内町の全域
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第911号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，常北都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
城里町の一部
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第912号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，高萩都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
高萩市の一部
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

#### 茨城県告示第913号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，北茨城都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
北茨城市の一部
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

#### 茨城県告示第914号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，笠間都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
笠間市の全域
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

#### 茨城県告示第915号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，下妻都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
下妻市の全域
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第916号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，大子都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
大子町の一部
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第917号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，大宮都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年8月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
常陸大宮市の一部
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第918号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，石下都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。



平成23年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
常総市の一部（旧石下町の全域）
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第919号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，鉾田都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
鉾田市の全域
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第920号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，小美玉都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
小美玉市の全域
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第921号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，行方都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条

第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
行方市の全域
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第922号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，八郷都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
石岡市の一部
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第923号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により，水戸・勝田都市計画区域区分を変更したので，同法第20条第1項の規定に基づき告示し，同条第2項の規定に基づき，当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年 8 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 東茨城郡大洗町
    - ア 市街化区域に追加する部分  
大洗町 大貫町 字前原の一部
  - (2) 那珂郡東海村
    - ア 市街化区域に追加する部分  
東海村 東海三丁目の一部